

1. パーソルグループにおける自社株等売買事前承認制度及び事前届出制度について

【概要】

パーソルグループの従業員等が、自社（パーソルホールディングス）株式等に係る売買を行う場合、売買に必要な事項を事前申請し、承認を得る又は届出を行う必要があります。

申請方法は、A.事前承認制度と B.事前届出制度の2つの方式があり、対象者は下記の通りです。

【制度対象者の概要図】

対象者の属性	対象制度	申請を行う人
① パーソルグループ内 就業の派遣社員(※3) 、請負従事者(※3、4)	A 事前承認制度	ご自身
② パーソルグループの 役員(※1、3)及び 従業員(※3)		
③ かつ親族(※2)が パーソルグループで就業	事前承認制度	就業されている親族
③ パーソルグループ外 就業の派遣社員、 業務社員(※5)	B 事前届出制度	ご自身

※1. 取締役および監査役、執行役員、顧問その他役員に相当すると認められる者 ※2. 配偶者、自己と生計を同一にする者または同居する親族

※3. 退職・退任後、1年以内の者も含む。

※4. パーソルグループと業務委託・請負契約等を締結し、当該グループから受託又は請け負った業務にグループ内で従事する者

※5. パーソルグループと雇用契約を締結し、当該グループが取引先から業務委託又は業務請負の契約に基づき受託し又は請負った業務に従事することとされた者

2. 申請サイト及び申請方法 (概要)

【申請サイト】

- ・ A：自社株等売買事前承認申請フォーム <https://form.run/@persol-cnluuspTPe7TpO8DVO64>
- ・ B：自社株等売買事前届出申請フォーム <https://form.run/@persol-0mHr0FBufdu2EHcQBR9F>

【申請方法】

・事前承認制度の対象者の方 (※1)

- ① 上記申請サイト A の「自社株等売買事前承認申請フォーム」にアクセスする。
- ② 入力項目（氏名、所属会社名、部署、連絡先、売買株数など）に従い、項目を全て入力する。
- ③ 全ての項目を入力し終えたら、画面一番下の「入力内容を確認」を押し、内容確認後「送信」を押し。

※1. 申請後は事務局にて審査を行います。審査が終わりましたら売買可否を申請者宛にご連絡します。

なお、売買可能期間につきましては申請内容を審査の上、売買可の場合、事務局にて指定・ご連絡します。


・事前届出制度の対象者の方 (※2)

- ① 上記申請サイト B の「自社株等売買事前届出申請フォーム」にアクセスする。
- ② 入力項目（氏名、就業先、連絡先、売買株数など）に従い、項目を全て入力する。
- ③ 全ての項目を入力し終えたら、画面一番下の「入力内容を確認」を押し、内容確認後「送信」を押し。

※2. 届出制度での申請の方は、審査はございませんので、送信にて完了となります。

但し、届出内容によっては問い合わせを行う場合がございます。

3. お問い合わせ窓口【事務局】

- ・ 本制度及び申請内容等に、質問・不明点がございましたら、下記メールにてお問い合わせください。
パーソルホールディングス株式会社 自社株等事前売買申請事務局  (baibaishinsei@persol.co.jp)